

入札契約制度の改正について

下記事項について入札契約制度の改正を行いましたのでお知らせします。

1. 中間前金払制度の導入について

中間前金払制度とは、既に前払金（請負金額の 4 割まで）を支出した工事について、工事半ばで当該工事の出来高が 50%以上等、一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に請負金額 2 割を追加して支払う前金払制度のことをいいます。

宇佐市では、請負者の財務体質の改善、経営の安定化や建設産業の健全な育成に寄与する目的で、中間前金払制度の導入を行うようになりました。

対象工事：請負金額 50 万円以上の土木建築に関する工事

適用要件：以下の全ての要件を満たすこと

- ① 既に前払金の支払を受けていること
- ② 工期の二分の一を経過していること。
- ③ 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ④ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

施行日：平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

※ 中間前金払制度と部分払の併用は認めませんので、契約締結の際、中間前金払制度を請求するのか、部分払を請求するのか選択していただきます。